

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第39号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域機関の長への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(5)の4 (略)</p> <p>(6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項</u>に規定する<u>会計年度任用職員</u>の任免をすること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(78) (略)</p> <p><u>(79)から(81)まで</u> <u>削除</u></p> <p>(82)～(87) (略)</p> <p>(88) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）<u>第14条</u></p>	<p>(地域機関の長への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(5)の4 (略)</p> <p>(6) <u>一般職の非常勤職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。）の任免をすること（<u>地域振興局長以外の地域機関の長にあつては、任用期間（更新により2以上の任用が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間）が1年未満のものに限る。</u>）。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(78) (略)</p> <p><u>(79)及び(80)</u> <u>削除</u></p> <p><u>(81) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律（平成13年法律第28号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による廃止前の自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）第6条の規定により、借受者の農業経営につき必要な指導をすること。</u></p> <p>(82)～(87) (略)</p> <p>(88) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）<u>第66条</u></p>

において準用する同法第6条第2項の規定による軽微な変更の届出を受理すること。

(89) 卸売市場法第14条において準用する同法第12条第1項の規定による運営の状況の報告を受理すること。

(90) 卸売市場法第14条において準用する同法第12条第2項の規定により、開設者に対し報告又は資料の提出を求めること。

(91) (略)

(92) (略)

(93) (略)

(94) (略)

(95) (略)

(96) (略)

(97)～(108) (略)

(109) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第7条第1項の規定による種畜証明書の返納を受けること。

(110) 家畜改良増殖法施行令第7条第2項の規定による種畜証明書の提出を受けること。

(111) 家畜改良増殖法施行令第7条第3項の規定により、種畜証明書を返還すること。

(112) (略)

第1項の規定により、開設者又は卸売業者に対し報告又は資料の提出を求めること(知事が指定したものを除く。)。

(89) 新潟県卸売市場条例(昭和46年新潟県条例第54号)第11条第2項の規定による買受人の名簿の提出を受けること。

(90) 新潟県卸売市場条例第18条(同条例第26条において準用する場合を含む。)の規定による受託契約約款の届出を受理すること。

(91) 新潟県卸売市場条例第19条第2項(同条例第26条において準用する場合を含む。)の規定によるせり人の氏名等の届出を受理すること。

(92) 新潟県卸売市場条例第22条第1項(同条例第26条において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の変更の承認又は変更の届出の受理をすること。

(93) 新潟県卸売市場条例第22条第3項(同条例第26条において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更の届出を受理すること。

(94) 新潟県卸売市場条例第27条第3号又は第4号の規定による資本金若しくは出資の額又は役員の変更等の届出を受理すること。

(95) 新潟県卸売市場条例第29条の規定による事業報告を受理すること。

(96) 新潟県卸売市場条例第29条の2の規定による開設業務報告書を受理すること。

(96)の2 (略)

(96)の3 (略)

(96)の4 (略)

(96)の5 (略)

(96)の6 (略)

(96)の7 (略)

(97)～(108) (略)

(109) (略)

(110) 家畜改良増殖法施行規則第10条第1項の

(113)～(166) (略)

(167) 土地改良登記令（昭和26年政令第146号）
第22条第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。

(168)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(66)の11 (略)

(66)の12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第1項から第5項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

(66)の13 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第6項の規定により、フロン類の充填、回収及び運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

(66)の14 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第7項の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。

(66)の15 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第8項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の16～(78)の13 (略)

(78)の14 土壤汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号イの規定による届出を受理すること。

(78)の15 (略)

(78)の16 (略)

(78)の17 (略)

(78)の18 (略)

(78)の19 (略)

(78)の20 (略)

規定による効力を停止された種畜証明書を受領すること。

(111) 家畜改良増殖法施行規則第10条第2項の規定による種畜証明書を返戻すること。

(112) 家畜改良増殖法施行規則第11条の規定による失効した種畜証明書を受理すること。

(113)～(166) (略)

(167) 土地改良登記令（昭和26年政令第146号）
第33条の4第1項の規定による土地改良事業の施行に係る地域内にあること並びに土地改良区（土地改良区連合を含む。）の設立、組織変更及び役員資格の証明（知事が指定したものを除く。）をすること。

(168)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(66)の11 (略)

(66)の12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第1項から第4項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

(66)の13 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第5項の規定により、フロン類の充填、回収及び運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

(66)の14 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第6項の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。

(66)の15 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第7項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の16～(78)の13 (略)

(78)の14 (略)

(78)の15 (略)

(78)の16 (略)

(78)の17 (略)

(78)の18 (略)

(78)の19 (略)

(78)の21 (略)

(78)の22 (略)

(78)の23 (略)

(78)の24 (略)

(78)の25 (略)

(78)の26 (略)

(78)の27 (略)

(78)の28 (略)

(79)～(136)の24 (略)

(136)の25 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項、第64条、第68条の2から第68条の4まで及び第69条の規定による届出を受理すること(軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。)。

(136)の26～(243) (略)

(福祉事務所長への委任)

第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(14) (略)

(14)の2 生活保護法第77条の2第1項の規定により、保護の実施機関の定める額の全部又は一部を徴収すること。

(15)～(26) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(48)の7 (略)

(48)の8 健康増進法第29条第2項の規定により、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずること。

(48)の9 健康増進法第31条の規定により、特定施設等の管理権原者等に対し指導及び助言をすること。

(48)の10 健康増進法第32条第1項の規定により、特定施設等の管理権原者等に対し措置をとるべきことを勧告すること。

(48)の11 健康増進法第32条第3項の規定により、特定施設等の管理権原者等に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(48)の12 健康増進法第34条第1項の規定により、喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し

(78)の20 (略)

(78)の21 (略)

(78)の22 (略)

(78)の23 (略)

(78)の24 (略)

(78)の25 (略)

(78)の26 (略)

(78)の27 (略)

(79)～(136)の24 (略)

(136)の25 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項、第64条及び第69条の規定による届出を受理すること(軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。)

(136)の26～(243) (略)

(福祉事務所長への委任)

第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(14) (略)

(15)～(26) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(48)の7 (略)

勧告すること。

(48)の13 健康増進法第34条第3項の規定により、喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(48)の14 健康増進法第36条第1項又は第2項の規定により、喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し勧告すること。

(48)の15 健康増進法第36条第4項の規定により、喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(48)の16 健康増進法第38条第1項の規定により、特定施設等の管理権原者等に対し報告をさせ、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。

(49) 健康増進法第61条第1項（同法第63条第2項及び第66条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、当該職員に立入検査又は収去をさせること。

(49)の2 健康増進法第66条第1項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

(49)の3 健康増進法第66条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(49)の4 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第2条第6項から第8項までの規定による届出を受理すること。

(49)の5 (略)

(49)の6 (略)

(49)の7 (略)

(49)の8 (略)

(49)の9 (略)

(49)の10 (略)

(50)～(267) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(7) (略)

(8) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第22条の2又は第30条の13の規定による覚醒剤等の廃棄に当該職員を立ち合わせること。

(8)の2 覚醒剤取締法第31条の規定により、覚

(49) 健康増進法第27条第1項（同法第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、当該職員に立入検査又は収去をさせること。

(49)の2 健康増進法第32条第1項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

(49)の3 健康増進法第32条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(49)の4 (略)

(49)の5 (略)

(49)の6 (略)

(49)の7 (略)

(49)の8 (略)

(49)の9 (略)

(50)～(267) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(7) (略)

(8) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第22条の2又は第30条の13の規定による覚醒剤等の廃棄に当該職員を立ち合わせること。

(8)の2 覚せい剤取締法第31条の規定により、

<p>醒剤製造業者等について報告を徴すること。</p> <p>(9) <u>覚醒剤取締法</u>第32条第1項又は第2項の規定により、当該職員をして立入検査、収去又は質問をさせること。</p> <p>(9)の2 <u>新潟県覚醒剤取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第22号）第3条の規定により、施設の構造設備の改善を命じ、又は当該施設の使用を禁止すること。</p> <p>(10)～(21) （略）</p>	<p>覚醒剤製造業者等について報告を徴すること。</p> <p>(9) <u>覚せい剤取締法</u>第32条第1項又は第2項の規定により、当該職員をして立入検査、収去又は質問をさせること。</p> <p>(9)の2 <u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第22号）第3条の規定により、施設の構造設備の改善を命じ、又は当該施設の使用を禁止すること。</p> <p>(10)～(21) （略）</p>
--	---

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の3第1項第88号から第90号までの改正及び同項第91号から第96号までを削り、同項第96号の2を同項第91号とし、同項第96号の3から第96号の7までを6号ずつ繰り上げる改正は令和2年6月21日から、第8条第3項第8号から第9号の2までの改正は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。